

**戸田市地区計画区域内
生け垣設置補助制度
の手引き
(川岸地区)**

**戸田市都市整備部
まちづくり区画整理室**

補助の趣旨

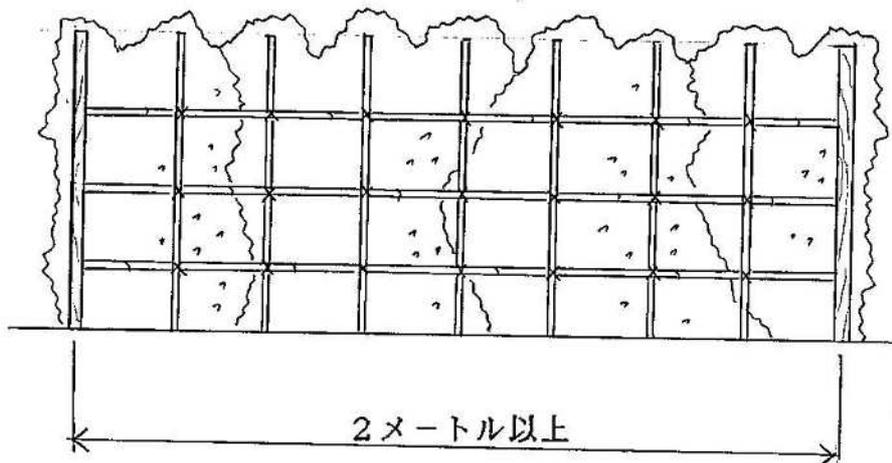
川岸二丁目の一部の地域においては、快適なまちなみ景観の形成を図るため建築物等の整備方針を定めた「川岸地区地区計画」が定められています。この地区計画区域の中で、建築行為や土地の区画形質の変更などの行為を行う場合に、かき又は柵の構造を制限しています。

市では、当該区域内において生け垣を設置する方に対し、「戸田市地区計画区域内生け垣設置奨励補助金交付要綱」により生け垣の設置補助を実施し、敷地の緑化を推進しています。

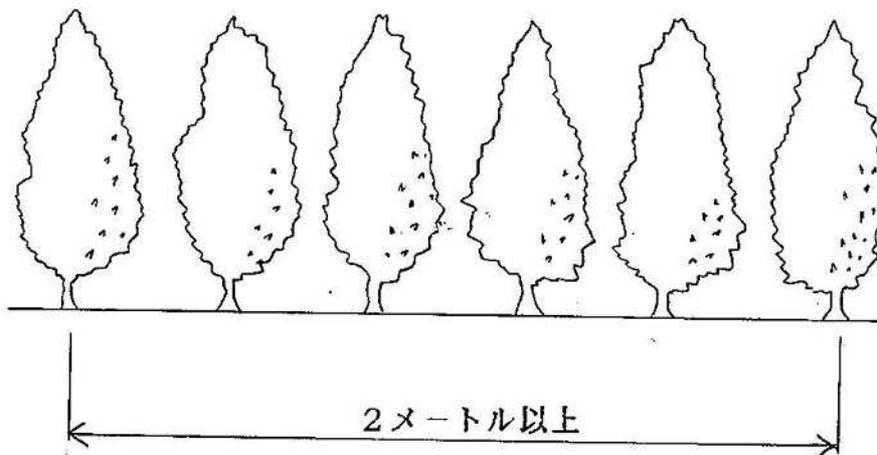
補助対象

生け垣の長さ：道路に面し、2 m以上のもの

・ 垣根の場合

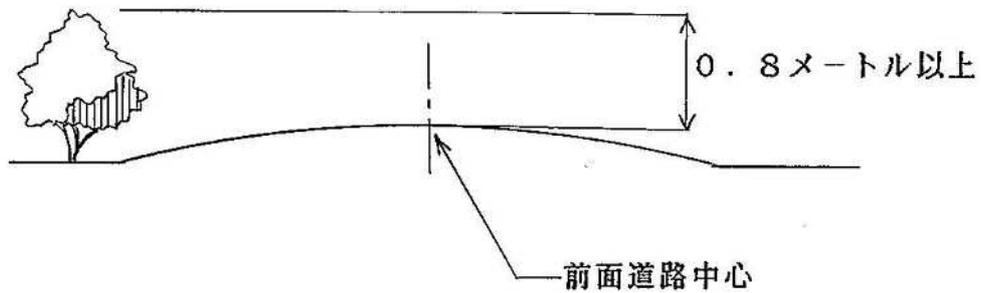


・ 列植の場合



生け垣の高さ：地上 0 . 8 m 以上のもの

・ 生け垣の高さ（標準例）



補助金の額

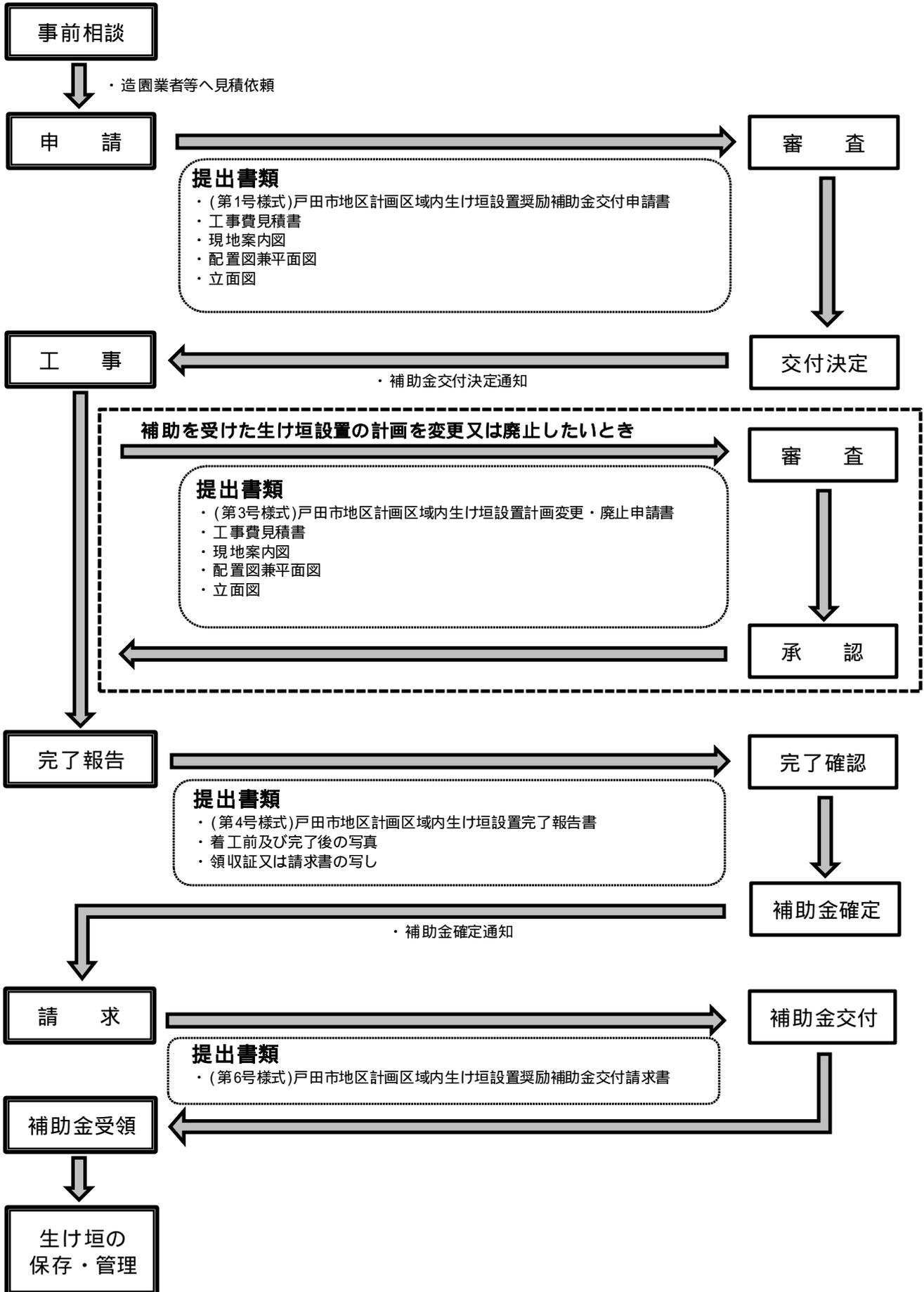
長さ 1 m につき 15,000 円以内

（10 cm 未満、金額 1,000 円未満切り捨て）

ただし、同一敷地につき 300,000 円が限度となります。

補助金交付の流れ

(設置者)





戸田市役所 都市整備部 まちづくり区画整理室

〒335 - 8588

戸田市上戸田1 - 18 - 1

048 - 441 - 1800 (内線268)